

## 提 案 理 由

報告第25号  
専決第21号

委任専決処分をしたものについて  
訴訟上の和解について

報告第26号  
専決第22号

委任専決処分をしたものについて  
訴訟上の和解について

報告第27号  
専決第23号

委任専決処分をしたものについて  
訴訟上の和解について

理 由

上記3件は、豊岡簡易裁判所に訴えの提起をしていた養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件に関し、訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、議会に報告するものである。

報告第28号  
専決第24号

委任専決処分をしたものについて  
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、議会に報告するものである。

### 【事故の概要】

平成30年4月30日、養父市上箇地内の市道を走行中の消防車両が、一旦停止の標識がある道路から出てきた普通乗用車と出合い頭に衝突したもの

- 損害賠償の額 36,704円
- 過失割合 市 20%、相手方 80%
- 協議の整った日 平成30年12月14日